

草加市からの提案

- 団塊世代職員の大量退職

- 低い再任用希望率(17名/90名 H18.3 草加市実績)

➡ **官民の役割分担明確化と効率的行政運営を実現する好機**

【対応案】 市税等の徴収事務に**民間事業者**を活用したい。

【課題】 総務省のいう「**一般的な納付要請**」と「**公権力の行使**」の境界が不明確

↓

【弊害】 滞納者訪問に対する**民間事業者の躊躇**

➡ **民間事業者の提案は「コールセンター」設置と「オペレーター」派遣が中心**
草加市では**自動電話催告器を導入済み**

| 市職員による臨戸徴収の効果(分納申し出含む) | |
|------------------------|---------------|
| 1回の訪問で効果 | 約 35 % |
| 複数回の訪問で効果 | 約 62 % |
| 効果につながらず (強制手続きへ) | 約 3 % |

左表のとおり、市税徴収では滞納者宅への**繰り返しの訪問・請求が効果的**

- しかし、**弁護士法**によると、

- ・ 第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、**訴訟事件**・**その他の法律事務**を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。**ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。**

↓

弁護士法の特例による、民間事業者の有効活用を！！